

固定式局所消火装置の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

固定式局所消火装置の検査に関する事項

改正理由

総トン数 2,000 トン以上の貨物船であって、 500m^3 を超える容積を有する A 類機関区域に対して要求される固定式局所消火装置に対しては、鋼船規則 R 編において当該消火装置の性能要件について規定されているものの、検査要件については具体的な規定が設けられていない。

今般、固定式局所消火装置の検査に関する要件を明確にするため関連規定を改めた。

改正内容

製造中登録検査、中間検査及び定期検査時において、固定式局所消火装置の通気試験及び作動試験等を行うよう規定した。